

実質化された人・農地プラン

作成年月日

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---|-----------|-----------|
| 浜田市 | 旭町和田 (下和田・大石谷・和田町・天津谷・ 上和田・柏尾谷・重富・下本郷・上 本郷・戸川) | 令和4年3月30日 | 令和3年3月23日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 127.4ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 127.4ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 51.6ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 36.1ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 23.5ha |
| ■世帯数:239戸(うち農家世帯:191戸) ■高齢化率:53.8% ■中心的経営体 ○認定農業者(取組作目:水稲、取組面積:12.4ha) ○大型農業者(取組作目:水稲、取組面積:9.3ha) | |

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

| |
|--|
| (1)担い手について ・高齢化が進み、若い者に農作業を任せたいニーズは高いが、後継者がおらず担い手不足が深刻化している。 ・今後は後継者問題を地区全体の課題として位置づけ、対策を講じる必要がある。 |
| (2)機械更新について ・高齢化により思い切った更新ができず、機械の故障を機に離農する農家もある。 ・集落協定により機械の共同化を進めている集落もあり、今後さらに機械の共同化を進める必要がある。 |

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| (1)中心的経営体への集約する考え方 ・認定農業者や大型農業者が多い地区であるため、今後担い手への集約化を進めていく。 |
| (2)地域の役割 ・和田地区広域協定が中心となり、防除や草刈りなどの作業をスマート農業により効率化する。 |

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|------|---------|--------------|---------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 認農 | A | 水稻 | 2.1 ha | 水稻 | 2.5 ha | |
| 認農 | B | 水稻 | 5.9 ha | 水稻 | 6.4 ha | |
| 認農 | C | 水稻 | 0.9 ha | 水稻 | 1.0 ha | |
| 認農 | D | 水稻 | 2.6 ha | 水稻 | 2.6 ha | |
| 認就 | E | 水稻 | 0.9 ha | 水稻 | 1.0 ha | |
| | F | 水稻 | 2.8 ha | 水稻 | 3.0 ha | |
| | G | 水稻 | 2.6 ha | 水稻 | 2.8 ha | |
| | H | 水稻 | 1.6 ha | 水稻 | 1.7 ha | |
| | I | 水稻 | 2.3 ha | 水稻 | 2.5 ha | |
| 計 | 9人 | | 21.7 ha | | 23.5 ha | |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <p>■草刈り対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で草刈りができず農地が荒廃化している集落があり、また今後荒廃化する可能性が高い集落がある。 |
| <p>■水路管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路及び農業用水については、集落単位で対策を検討する。 |
| <p>■鳥獣害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害が広域にわたるため、広域防護柵など集落ぐるみでの対策を行う。 |
| <p>■中山間直接支払制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和田地区広域協定を地区全体に拡げるとともに、加算金等を活用して防除等の共同化を進め効率化する。 |
| <p>■多面的機能維持支払制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の3組織により、水路等の補修を進め、管理作業の効率化を図る。 |

